

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」」を加える。

第2条 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第8条第1項中「、第15条の2第1項及び第17条」を「及び第15条の2第1項」に改め、同条第2項中「第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項」を「第15条の2第2項、第16条第2項及び第17条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎